

# 特定非営利活動法人 WE21 ジャパンひらつか スタッフ給与規定

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 この規定は、就業規則第5章に基づきスタッフの給与について定める。
- 2 スタッフの給与に関する基準および手続きに関する事項は、特別の定めをした場合のほかは、この規定の定めるところによる。
  - 3 この規定および関連諸規定に定めのない事項については、労働基準法の定めるところによる。

### (適用範囲)

- 第2条 この規定は、就業規則第3条の手続きを経て採用されたスタッフ（以下「スタッフ」という）に適用する。

### (原則)

- 第3条 スタッフの給与は、執行した職務の質・量および勤務成績、責任の度合いに応じて決定する。

## 第2章 給与

### (給与)

- 第4条 給与は月給制とする。
- 2 非常勤スタッフを3つに分けて、給与を以下のように定める。

80時間	スタッフ（原則として1ヶ月80時間勤務）	月額	62,000円
60時間	スタッフ（原則として1ヶ月60時間勤務）	月額	46,500円
40時間	スタッフ（原則として1ヶ月40時間勤務）	月額	31,000円
  - 3 事務局スタッフとして、給与を以下のとおり定める。

業務分掌に則り業務を執行する。	月額	30,000円
-----------------	----	---------

### (通勤交通費)

- 第5条 通勤交通費は、月額 5,000円を上限とする。

### (給与の計算期間および支払日)

- 第6条 給与の計算は、当月1日から当月31日までを1計算期間とする。
- 2 給与は、毎月月末に支払う。ただし、月末が休日にあたるときは、その前日に支払う。

(臨時支払い)

第7条 次の各号の1つに該当する場合には、前条の規定に関わらず、給与支払日の前であつても給与を支払うことがある。

- (1) 本人死亡の場合
- (2) 退職または解雇の場合
- (3) 本人または家族の結婚、出産、傷病、災害、葬儀等の為急な費用を要するとき
- (4) その他 法人が やむを得ない事由があると認めたとき

(給与支払いの原則)

第8条 給与は、本人名義の銀行口座へ振り込むことによって支払うものとする。

(欠勤の取扱い)

第9条 本人の傷病等や、やむを得ない理由で欠勤したときは、次の取り扱いとする。

- ① 1ヶ月以上に及ぶ場合は、無給とする。
- ② 1ヶ月間に、契約の時間数の50%以上欠勤の場合は、給与の半額を支給する。
- ③ 1ヶ月間に契約の時間数の50%未満の欠勤の場合は、第4条に基づく給与を支給する。

(業務上の傷病による休業の取扱い)

第10条 業務上の傷病または、通勤中災害によって休業したスタッフが、労働基準法および労働者災害補償保険法により保険給付を受けるときは、給与を支給しない。

(休職期間の取扱い)

第11条 休職期間中は、原則として給与を支給しない。ただし、法人の都合による休職の場合には、給与の全額または、一部を支給することがある。

付則

この規定は 平成25年9月21日から施行する